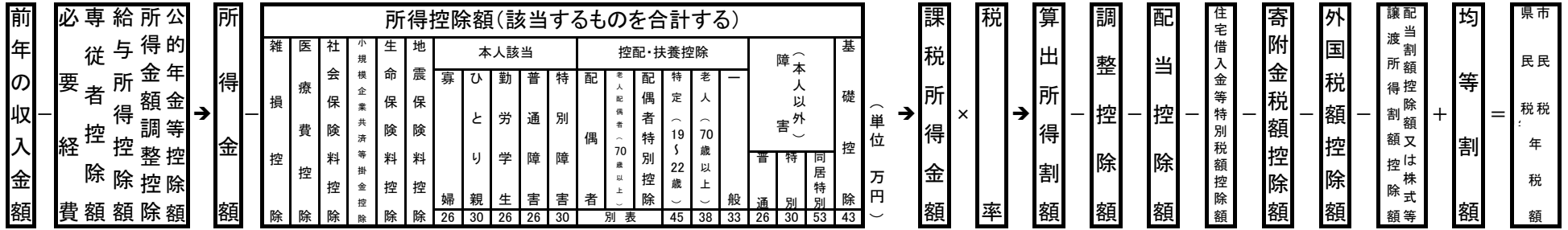


◎市民税・県民税の計算方法 所得金額や所得控除額、分離課税などの詳しい計算方法については、市民税課までお問い合わせください。

(注1) 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。 (注2) 令和6年度からは、下表に加えて森林環境税(国税)1,000円が併せて徴収されます。



所得控除額(該当するものを合計する)																		
雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除	本人該当					控配・扶養控除			障害(本人以外)	基礎控除			
						寡妻	ひとり親	勤労学生	普通障害者	特別障害者	配偶者特別控除	特定(19歳以上22歳以下)	老人(70歳以上)			一般	配偶者控除	扶養控除
除	除	除	除	除	除	26	30	26	26	30	別表	45	38	33	26	30	53	43

扶養親族が同居老親である場合には7万円を控除額に加算する。

生命保険料控除 (限度額70,000円)

	支払額	控除額
新契約	12,000円以下	全額
	12,001円～32,000円	1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	1/4+14,000円
※1	56,000円超	28,000円
旧契約	15,000円以下	全額
	15,001円～40,000円	1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	1/4+17,500円
※2	70,000円超	35,000円

- 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ左の算式により計算した控除額の合計額。(合計の限度額70,000円)
- 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ左の算式により計算した控除額の合計額。(各限度額28,000円)
- ※1 新契約(H24年1月1日以降契約)
一般、個人年金及び介護医療保険料(各限度額28,000円)
- ※2 旧契約(H23年12月31日以前契約)
一般及び個人年金保険料(各限度額35,000円)

地震保険料控除 (限度額25,000円)

種類	(1) 地震保険料		(2) 旧長期損害保険料 ※	
支払額	50,000円以下	50,000円超	5,000円以下	5,001円～15,000円
控除額	1/2	25,000円	全額	1/2+2,500円

(1)、(2)それぞれの控除額を合計した金額。
※ H18年末までに契約を締結したものに限り。

配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者本人の合計所得額	900万円以下			900万円超950万円			950万円超1,000万円以下		
	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額	控除額		
配偶者特別控除	老人	38万円	26万円	13万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	配偶者の合計所得金額	控除額			115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	

市民税・県民税の税率

市	県	合計
6%	4%	10%

均等割額

市民税 3,000円	県民税 1,500円
------------	------------

※ 県民税のうち500円は、森林の保全を目的とした「ながさき森林環境税」です。

※ 森林環境税(国税)1,000円